

自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会 設置要領（案）

1. 趣旨

平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」や近年のITの高度化状況等を踏まえ、全国に流通する自動車の検査登録情報、位置・速度情報、事故・整備履歴等といった膨大かつ多様な自動車関連情報の利活用による新サービスの展開等の可能性や、マイナンバー制度の導入を契機とした自動車関係手続きの更なる利便性向上の可能性等について、中長期的かつ幅広い観点から検討を進め、将来の自動車関連情報の利活用のあるべき姿をとりまとめるために、自動車局に有識者からなる行政運営上の検討会を設置する。

2. 検討会の名称

「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会」とする。

3. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、民間企業の事業活動や経営戦略に関わる議論がなされる余地の大きいこと等から自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、非公開とする。
- (4) 議事概要については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

4. その他

事務局を国土交通省自動車局自動車情報課に置く。